

平成26年度第3回定例会

日 時： 平成26年12月11日（木）午後1時30分から
場 所： 図書館本館 講座室
出席者： （図書館協議会委員）会長、副会長、委員4名

（事務局）図書館長、企画運営係長、子ども読書支援係長、
総務係長、総務係担当、企画運営係担当

会長： 本日は委員1名から都合により欠席との連絡が入っている。また委員1名は公務のため途中退席とのこと。委員定数7名のうち半数以上が出席しているため、多摩市図書館協議会規則第4条により平成26年度多摩市図書館協議会第3回定例会を開催する。

はじめに事務局より配布資料の確認をお願いする。（事務局配布資料の確認）

会長： 本日は議題が2件あるが、その前に報告案件について事務局より説明願いたい。

館長： 資料3-3「平成26年度多摩市立図書館蔵書点検報告」をご覧いただきたい。平成26年5月26日から7月2日までの間、臨時休館をしながら蔵書点検をおこない、7月23日に最終的な処理が終わった。今回の蔵書点検結果については、資料1-1をご覧いただきたい。これは館別分野別の不明資料数であり、全体の不明数は979点、不明率は0.131%であった。不明資料というのは、データ上は存在しているが実際の棚には存在しない資料のことで、蔵書点検をおこなうごとに不明回数が増えていくことになる。

次に亡失資料について。蔵書点検をおこなった後に不明回数3回以上の資料について除籍をおこなっている。全体としては例年と変わらないが、本館のCD（AV資料）の不明資料が前年に比べて大きく減ったことは述べておきたい。資料1-2の本館をご覧いただきたい。平成25年度のAV資料の不明数は213点だが、平成26年度は15点と大幅に減少している。これはCDの置き場所を変更したことによるものではないかと考えている。

また、資料1-3、1-4をご覧いただくとわかるが、どれくらいの金額が不明となっているのかという数字が今回明らかになった。寄贈された資料もあるので入手価格0円のものを除いた場合の数字となっているが、その結果平成26年度の蔵書点検の結果不明資料は、858点、約1,164千円である。平成25年度は1,182点、約1,613千円。また平成26年度の蔵書点検後に亡失資料として除籍した資料は、1,882点、3,330千円弱となっている。実は、平成26年度は平成23年度に蔵書点検をおこなっていないため実質2カ年分の除籍数となつてはいるが、昨年の亡失金額と比べるとやはり多くなっている。この亡失資料で見ていただきたいのは「最大値」で、金額の高い資料が不明になっているということである。「平

均値」「中央値」でも数字を出してみた。例えば平成 26 年度本館の中央値は 1,400 円、平均値は 1,886 円であるが、大きな金額の資料が不明になると平均値が中央値より上がることになる。このような分析をしたのは今回が初めてだが、今後の管理のあり方について見直しをする際の参考にしていきたい。今後の対応としては、I C タグを入れた資料の管理を進めていくことが有効なのではないかと考えている。

また、蔵書点検実施日程については、永山図書館と豊ヶ丘図書館を同じ日程で実施していたが、隣接している図書館のため、今後の実施スケジュールについては見直しをはかっていきたい。蔵書点検の結果については以上。

続いて資料 3-4 「多摩市議会へ提出された陳情及び政策」について説明する。これらは多摩市議会に市民の方から提出された図書館に係る陳情等である。

平成 25 年 11 月 26 日に提出された「豊ヶ丘複合館の存続を求める陳情」については、平成 25 年 12 月におこなわれた多摩市議会第 4 回定例会、平成 26 年 3 月の第 1 回定例会、6 月の第 2 回定例会において審議された。6 月の審議結果は採択となり、豊ヶ丘複合館については存続する方向が議会の意思として示された。次に、今年の第 3 回定例会に提出された「東寺方図書館の存続を求める陳情」の議会の結果については趣旨採択。次の「唐木田図書館の窓口委託廃止を求める市民政策提案」については現在審査がおこなわれているところで、12 月 15 日の子ども教育常任委員会で審議される予定。次の「唐木田図書館の存続を求める陳情」も今回の第 4 回定例会に提出されており、同じく 12 月 15 日の子ども教育常任委員会で審議される予定。最後の「東寺方複合館存続を求める陳情」も第 4 回定例会に提出され、昨日の総務常任委員会で審議された。その結果、委員会の意見としては趣旨採択。なお、この陳情等の取扱については議会の最終日に決定されることになる。

このように多摩市の図書館がある複合館については、市が示した「公共施設の見直し方針と行動プログラム」で廃止の方向を示したところ、地域市民からのご意見がこのような形で議会に提出され、議会での判断が少しずつ示されている。図書館協議会委員の皆様にも情報提供ということで報告する。

会長： 事務局から 2 件報告があったが、これについて何か質問等はあるか。

なければ 2 点伺いたい。1 点目は、図書館以外についてもこのような陳情が出ているのかということ。2 点目は、先ほどの趣旨採択は採択とどのように違うのか教えていただきたい。

館長： 1 点目について、今回報告したのは図書館に関連する施設のみであったが、それ以外でも行動プログラムの策定ではさまざまな施設が見直しの対象となったことで、その時点から施設の存続を求める陳情は出されている。教育委員会に関する施設でいえば八ヶ岳少年自然の家も見直しの対象となっており、存続を求める陳情も提出された。図書館だけということはない。

2 点目の趣旨採択・採択についてだが、採択はその陳情を議会として取り上げて認めること。不採択はその陳情を議会では取り上げないということ。趣旨採択とは、採択はしないがその陳情を出した考え・気持ちは受け止めるということ。

副会長： 関戸公民館はなくなるのか。

館長： 現在の行動プログラムでは関戸公民館は看板を下ろすということを示している。

会長： 先ほどの報告では、豊ヶ丘複合館の存続は採択されたということなので、多摩市としては今後その方向で検討を進めていくと理解してよいのか。

館長： 豊ヶ丘の複合館は、図書館以外にも学童クラブ・児童館・老人福祉館・地区市民ホールなどさまざまな機能を併せ持つ施設である。この陳情の採択ということは、図書館以外の施設にも大きな影響を及ぼすため、市としてどのような対応をするか検討をしているところ。この採択を受けての新たな方向性が決まっているわけではないので、今はこれ以上の説明はできない。

会長： ほかに何かあるか。

委員： 先ほどの蔵書点検結果報告のところでは不明資料数が出されていたが、全体で見るとあまり対策を練る必要がないのか、それとも不明資料数を減らすために何かしなければならぬのか。経済上で見た損失を全体としてどう考えているのか。

館長： 蔵書点検の結果、不明資料が公立図書館において生じているということは、先般、横浜市立図書館での新聞報道がなされたところ。不明率について何パーセントが妥当なのかは一概には言えないところがあるが、公費で購入した資料なので適正な管理に努めることは公立図書館として取り組まなければいけない。もう 1 点気に留めなければいけないことは、公立図書館の資料には比較的廉価なものから、1 冊数万円単位のものまで様々なものがある。貴重な資料や現在は入手困難な資料もあるため、それらの管理をどのようにしていくのかということは非常に重要なことだと思っている。関戸図書館・永山図書館には手続きをせずに持ち出した場合に警報がなるブックディティクションシステムを用意している。資料 1-2 をご覧いただくとわかるように、関戸図書館・永山図書館は不明数が他の図書館に比べて少ない傾向がみられるため、ブックディティクションシステムは一定程度の効果があると認識している。管理としては資料の配置から見直しをして、管理しやすい施設にする取り組みを行っていきたいと考えている。

会長： 豊ヶ丘の複合館の方向性としては見直しをするということで、多摩市として一度方針を出したことに今見直しがなされている。当初は大きな中央館を建てるといった将来の多摩市の図書館構想のフレームワークのようなものができていたと思うが、場合によってはこのような陳情を受けて全体を見直すこともあるという理解でよいのか。

館長： 公共施設の見直し方針と行動プログラムでは、本館の移転整備をした上で地域館の集約を図るとしているため、豊ヶ丘の複合館が存続することになった場合、

今後の施設計画にも影響を及ぼすと思う。現段階では本館の移転整備についても確定しているわけではなく、豊ヶ丘だけでなく他の図書館の陳情等を踏まえて考えていかななくてはいけない。場合によっては本館の移転整備という大きな方針の部分も見直しとなることも考慮しておく必要があると思っている。

副会長： 「公共施設の見直し方針と行動プログラム」ができ上がり、市民に説明会をし、今は様々な反応が出ているところだと思うが、この取り扱いが今後どうなるのかを知りたい。「第五次多摩市総合計画第2期基本計画」の原案を見ると、行動プログラムの位置付けは計画よりずっと下なのではないか。図書館見直しのために色々話し合ったのに空中分解するのではないか。図書館本館の移転整備については白紙に戻り、一からやり直すようなイメージ。基本計画には「公共建築物を再編整理した上で保全と長寿命化を推進するために劣化状況に応じた修繕や大規模な修繕計画を行います」とあるが、その下の関連する主な計画にはこの行動プログラムがない。1千万円近くお金をかけて策定したのにどうなっているのか。

会長： 図書館協議会として話し合ってきた「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」が市の大きな計画にきちんと位置付けられておらず、それが推進されるのかどうか曖昧なのではないかということか。

副会長： そうだ。

館長： 基本的には今後行財政を維持できる方向にしていかなければいけないということがあるので、施設も避けて通れないと思っている。行動プログラムについては一つの方針を出した上で、個別の施設等については、それぞれ再編のプランを作っていくということになっている。行動プログラムに書かれていることは状況の変化に応じて変わることもあるのではないかとと思っているし、市民の方々のご意見を受けながら計画が徐々に変化してくることもあるのではないか。豊ヶ丘の複合施設に関しては、図書館単独の施設とはなっていないため、市全体としての施設のあり方が定まらないと、図書館単独でこうしたいということは難しいという実情がある。今後の動きに変化が生じた場合は協議会委員の方々にも情報としてお知らせしていく必要があると考えている。

会長： それでは、本日の議題に入る。議題1「多摩市読書活動振興計画（素案）について」事務局より説明をお願いします。

館長： 今回「多摩市読書活動振興計画（素案）」がまとまったので簡単に概要を説明する。この計画は多摩市内において、いかに読書を高めていくのか、さらにそれを通じて人とのつながりをどう作っていくのかということの主眼としている。第1章は「読書活動の動向」として大きな流れを説明しており、各地での取り組みや国の動きなども紹介している。6頁の第2章では「多摩市の読書活動の現状と課題」として市民の方々の活動も紹介し、9頁以降は多摩市の読書活動の課題について説明している。これを踏まえて10頁の第3章から「今後の読書活動の振興にむけた取り組み」となっており、実質的な計画の内容はこちらになる。

計画の目標としては、多摩市における読書活動の振興を図るため、「子どもの読書活動推進法」及び「文字・活字文化振興法」に基づく関連施策の策定と実施を定めることとしている。計画の目標像は「人の集うところに本があるまち」である。計画期間は平成27年4月から平成32年3月までの5か年とし、「第二次多摩市子どもの読書活動推進計画」との関係については、現在すでに子どもの計画が動いているため、子どもの部分については現在の計画をそのままとする。なお今後の計画の推進にあたっては、3か年経過時に見直しを行い、取り組みの状況について結果を報告する。

そして読書に関わる用語の定義を示した後、12頁で基本方針を定めている。基本方針としては、「読書活動の場の整備」「本を通じた交流の促進」「読書活動を支える人材の育成」「読書活動の基盤となる市立図書館の機能の強化」の4点としており、次に具体的な取り組みとして15頁まで12の取り組みを掲載している。なお再掲として取り組みが重複しているところがあるため、実質的には10の取り組みとなっている。計画の概要については以上。

ご意見をいただくにあたり補足説明をさせていただく。この計画は当初来年の2月に策定するということで進めてきたが、図書館のあり方については市民の方々から議会へご意見をいただいているところであり、議論していく中で、多摩市の図書館のあり方についてここできちんと述べる必要があるのではないかという意見も出てきている。策定委員会の中では図書館に関する部分を追記した方がよいのではないかという方向を確認しており、その結果、図書館のあり方についての方向性を今後素案に盛り込み固めていきたいと考えている。その関係で策定の時期については半年ほど遅らせ、来年の8月を目途に策定できるようにしていきたいと考えている。状況と今後のスケジュールについては以上。

会長： 事務局より説明のあった多摩市読書活動振興計画（素案）について、何かお気づきの点などはあるか。

委員： 沢山あるのだが。

会長： 順番に全体を見ていった方がよいか。

副会長： 具体的な取り組みとその前の部分で分けて議論した方がわかりやすいのではないか。

会長： では12頁の「4具体的な取り組み」の前の部分から見ていくことにする。第1章では読書活動の動向として「1国の言語（国語）・読書に関する動き」が書かれており、「2国民の読書活動」では「読書世論調査」「学校読書調査」等の数値、なども書かれている。「3教育観・学習観の変化」ということで近年における初等中等教育、大学の学習観が変化しているということが書かれている。「4図書館や読書活動における新しい動き」として課題解決型の図書館やラーニング・コモンズ、コミュニティづくりを目指す民間図書館など新しい動きが出てきているということが紹介されている。「5読書活動をまちづくりに取り入れている地方

自治体」ということで、「読書のまち」宣言や読書条例の制定、まちじゅう図書館の取り組みもある。図書館をまちづくりに取り入れた事例としては武蔵野プレイスなども紹介されている。そして「6 これからの読書と自治体の役割」があり、これら概観的なものが第1章である。第2章は「多摩市の読書活動の現状と課題」ということで「1 多摩市政世論調査」の紹介、「2 市立図書館の利用状況」、8頁の「3 市民等の活動」ということでは様々な団体や書店等の紹介がされている。「4 多摩市の読書活動の課題」では「(1)市立図書館の課題」「(2)地域の潜在力を引き出すことによる読書活動の展開」ということで課題の整理をしている。「第3章 今後の読書活動の振興にむけた取り組み」からは計画に関する取り組みのことになる。

第2章までが全体の概観と多摩市について概観した部分なので、認識としてこれでよいのか、何か不足していることはないかを確認したい。これについてはパブリックコメントもそのうちおこなわれるものなのか。

館長： 現在は素案ということで、教育委員会をはじめ図書館協議会にも意見を伺っているところ。これらの意見を受け原案として固め、パブリックコメントで市民の方々からの意見を伺う予定。

会長： その時にまた議論があると思うが、ここまでのところで今何かお気づきの点等あればお願いしたい。

副会長： 3頁の「4 図書館や読書活動における新しい動き」のところに『これからの図書館像～地域を支える情報拠点を目指して～（報告）』があるが、その後平成20年6月に図書館職員はこうあるべきという報告（『図書館職員の研修の充実方策について（報告）』）が同じところから出されている。これからの図書館像を実現させるためには職員も重要となってくるので、そのことも載せておくことが図書館の質を高めるためには必要なのではないかと。今の研修制度の見直しをしないといけないということが報告の中に盛り込まれている。国の動きとしてこちらも載せておくとよいと思う。

もうひとつは平成20年に図書館法が改正され、図書館の運営に関する評価を行い、それを公表し、サービスの向上に努めることが大きな方向として出されている。評価の基準が明確であれば現状との違いで評価できるが、基準がなければ評価は難しく、今までの貸出冊数の伸びなどでの評価しかできない。

この3点は国の動きとしては大きな流れで、図書館が変わってほしいというメッセージであると思っている。

会長： 職員のあるべき姿と、図書館のマネジメントをどのように進めていくかということは非常に重要である。先ほど館長からはこれを2部構成とするという話があったと思うが、職員や評価のことは読書との関連性が薄いと考えると、図書館のあり方の部分に国の動きなどを入れた方が全体としてよいのではないかと。

副会長： そうすれば、多摩市の図書館が国の動きに対してどう対応したのかがはっきり

見えてくると思う。図書館は市民にとって単なる本を貸出だけのところではない。市長が求めているように、育っていかなければいけない。そこに図書館がどう関われるか。あるいは公民館と一緒に市民の地域力を高めるための講座を開けば職員の能力も磨かれていくのではないか。そういう意味での図書館が必要だし求められている気がする。

館長： 先ほども補足で説明したが、今後の多摩市の図書館のあり方については第2部という形で作成予定なので、そちらの中で多摩市の図書館の課題と取り組むべきことを明確にするのもひとつの方法ではないかと考えるがいかがか。

委員： それに関連してだが、いろいろな動きの中で図書館のあり方はここだけではなく、市全体としても教育委員会や議会でも表に出てきている。しかし中身が本当に理解されているかといえばそうでもなく、単に読書は大切だと言っているだけで、実際に陳情が出てくれば取り上げなければならず、なかなかうまくまとまっていないのが現状ではないか。図書館側から、市民に対して図書館はこう変わってきているということ、ただ子どもの本や小説を借りてくるだけではなく、これからの図書館はこうだということを積極的にPRする必要がある。そのためには図書館職員も忙しいとは思いますが、外へアプローチしていくことが必要。やはり地域の読書活動は図書館が中心となるのではないか。中央図書館がなぜ必要かということも図書館主導で働きかけ、議会を説得し、市民にもこんなものができるということを知らせながら予算化するよう積極的に動くよ。

会長： ここまででほかに何かあるか。なければ進める。「第3章 今後の読書活動の振興にむけた取り組み」「1 計画の目標と計画期間」に目的と目標像と書いてあるが、「(1) 計画策定の目的」は「読書活動の振興を図るため、「子どもの読書活動推進法」及び「文字・活字文化振興法」に基づく関連施策の策定と実施を定めること」となっており、「(2) 計画の目標像」は「人の集うところに本があるまち」となっている。次に「(3) 計画期間」があり、「(4) 「第二次多摩市子どもの読書活動推進計画」との関係」は子どもの計画はそのまま継続とのこと。「2 読書に係わる用語の定義」が書かれており、次に「3 基本方針」がある。「4 具体的な取り組み」では1から12までの取り組みが掲載されており、その下にスケジュール、どのように推進していくのかを「準備」「検討」「実施」等で表している。これについて議論を進めるが、何か意見等はあるか。

委員： 12頁「4 具体的な取り組み」の言葉が非常に抽象的。例えば「市内各施設に図書コーナーを設置します」とあるが、市内各施設とはどこなのか、図書コーナーとはどれくらいの規模なのか曖昧。ひとつの施設に図書コーナーができたらよしとするのか、あるいは全施設に図書コーナーができるように努力するのがはっきりしない。

会長： はっきりさせた方がよいという意見であるがいかがか。

副会長： 「どこの施設に作ります」と書いても、できる場合とできない場合があるので、

ここでは例示はせず「広げていく」という方向性を示せばよいのではないか。公の施設全部に図書コーナーを作ることを目指すのはよいが、お金の問題もあるので、広げていくという方向性だけを示す方がやりやすいのではないか。

委員： この計画は推進していく計画なので、現状より後退しては意味がない。豊ヶ丘は残るのかもしれないが、そのほかの地域館がなくなった場合、その地域の人には困るのではないか。多摩市の中でどこにそういうものができるのか、はっきりした方が地域の人には安心するし、地域として使いやすいものとなるようにアイデアを出し合い協力しましょうとなっていくのではないか。計画が曖昧のまま「あちらにはできるらしいが、こちらはダメらしい」などと噂のように確定しないものが広がっていくことは市民としては希望が持てない。多摩市全体の位置関係を把握し、サービスポイントのように本をリクエストしてそこに届けばいいのではないかというのは現状の図書館より後退すると思う。あくまでも推進なので、今の状態よりサービスが良くなるように、もう少しきめ細かにした方がよい。

館長： 施設の数等については、数値目標として「何ヶ所以上」というものを出す方がよいのかどうか、策定委員会の中でも議論があった。それぞれの施設を所管するところからの意見では、例えばコミュニティセンターは市が設置しているが運営は地域の住民がつくった運営協議会が指定管理者ということで行っている、その運営協議会に「市の計画なのでやってください」というのは難しい。運営協議会にきちんと説明をしながら、話し合いながら行っていくことが必要。計画で決めて一律設置するというよりも、それぞれの施設が置かれている状況に応じたことを取り入れながら設置していくのがいいのではないかということもあったので、ここでは施設の数値目標は掲げなかった。

会長： 委員1名が早めに退出されるので、この計画について何か意見があればお願いしたい。

委員： 事情はわかるが、ある程度具体的に示した方がわかりやすいのではないか。

会長： 学校関連では何かあるか。

委員： 中学生は図書館よりそこに複合された施設に行く機会が多くなるので、うまく連携をとり中学生が興味関心を持てるような何か、イベント的なものもあるとよいと思う。本校でも学校図書館を利用する生徒は減っている、本だけでなくそれに付随する行事の飾り付けなど工夫をしている。図書ボランティアといって地域の方が無償で学校図書館に来て、この季節だとクリスマスの飾りつけをして興味関心を持たせるなどしている。

会長： 「取り組み2」では「学校図書館を地域住民に開放します」となっているが、地域の人に来てもらうことは中学校としてはいかがか。

副会長： 子どもの安全を考えると、不特定多数の人が学校図書館に来ることは管理上問題が生じるのではないか。一度下校した子どもが学校図書館に来て利用するか、保護者が子どもと一緒に来るなど、利用に制限をしてスタートしてみるとよ

いのではないか。最初から地域住民に開放するのは難しいと思うので、放課後子どもたちに自由に使うことから始めるとよいと思う。

委員： それに加えて、学校図書館は資料の数も限られている。小学校は小学生が使うような、中学校は中学生が使うような、ある目的で揃えられている資料で冊数も少ない。例えば校外学習や修学旅行に使いたい資料も学校だけでは足りず、公立図書館や近隣の学校に借りるなどして融通している状況なので、地域住民に開放した場合、一般市民に少ない資料を借りられてしまうと本当に授業の時に足りなくなってしまうこともあり得る。開放するのであれば、資料は公共図書館で予算をつけて補填することも必要。すべての学校を開放するのではなく、多摩市のいくつかの学校が選ばれて開放していくのだと思うが、それでも大きな問題を含んでいると感じる。ここには簡単に「学校図書館を地域住民に開放します」と書かれているが、本当にできるのか疑問。

委員： これが具体化してくると様々な問題が出てくると思う。予算の問題もそうだが、学校図書館は本の種類も内容も冊数も限られているので、実際開放されて地域住民が行ってみても本がないということもある。また、いつどこで開放するかによって、生徒の安全上の問題だけでなく学校管理上の問題、施設開放や施錠の問題も発生するため、それらを見極めながら慎重に拠点校で試行的に実施してみるのがよい。学校では施設開放や地域の人の開放などいろいろあるため、煩雑になる可能性がある。

会長： これに関連して、「取り組み3」では「図書館の蔵書の検索や予約本の受け渡し」を学校図書館でもできるようにとあるが、これについても同じように実際にできるかどうかは試行的に慎重にした方がよいということか。また、学校に関連しては「取り組み6」の「多摩市調べる学習コンクールを開催」というところ。さらに、「取り組み10」の「市立図書館のサービスポイントを新設します」は「取り組み3」の再掲とある。

委員： 生徒が授業で学校図書館を使っている時は、一般市民は入れないと思うので、時間の問題もある。授業で使っていなかったとしても、一般市民が借りにきた時に誰が対応するのか。学校司書がその役目を担うのか、公共図書館から誰かを派遣するのか、人の問題もあるので十分な検討が必要。

館長： 学校図書館の地域開放については、管理上子どもたちの安全が確保できるということが大前提。また、学校図書館は公立図書館とは機能がまったく違う。あくまでも学校図書館は教育課程の中で子どもたちの学習活動に必要なものとして用意されているので、そこを逸脱することは望ましくないと考えている。ただ一方では、学校図書館にある資料を貸し出すこと以外にも、例えば新聞を使った教育活動があるが、学校に揃えた新聞を地域の人が見ることもひとつの学校図書館活用の事例ではないか。学校図書館のあるべき姿、果たすべく基本的役割から逸脱することなく何ができるか。また学校側の負担がない形で子どもたちの安全を

確保した上での取り組みとなるので、公立図書館とまったく同じことが行われるものではない。

副会長： 学校図書館は開いている時間が限られており、学校図書館司書はいるが常勤ではない。国の方針をみても、放課後も子どもたちが学校図書館を使えることが望ましい。そのためには常に人がいることが必要なので、地域の人がボランティアで活動をしているところもあるのではないかと。子どもたちの読書活動は図書館だけでなく、放課後も学校図書館で活動できるような方向性もあってよいのではないかと。

館長： 対応は誰がするのかという懸念もあったと思うが、14頁の「取り組み8」では「読書活動を支える人材の育成」として「(仮称)読書活動サポーター」を育成するとしている。コミュニティセンター等の図書コーナーの管理や学校図書館の地域開放に従事するなど様々な読書活動に関わる方をいかに増やしていくかということが、この計画のもうひとつの大きな主眼である。公立図書館の職員が担うことには限りがあるため、これがなければ活動の場もイベントの機会も増やすことはできない。

副会長： 学校では教育連携ということで取り組みをしておき人材が必要となる。読書活動サポーターが育っていき、学校の教育連携の中で学校図書館に関わることに結びついていけばよい。

館長： 先ほど委員から学校図書館の飾りつけなどに学校ボランティアの方が関わっているという話があったが、いろいろなところでそのような動きがあると思う。そのような方たちが増えて、読書活動に関わること自体が楽しみになっていただき、より積極的に活動していただきたい。読書活動が人のつながりを通じて広がっていくことを期待したい。

委員： 保育園・幼稚園と小学校の連携はよく言われているところだが、実際子どもたちを連れて小学校へ行くのは事前の調整などもあり大変。学校図書館の開放を実施するには管理上大変な面が多いと思うが、この日は学校に行き学校の本が読めるとか、学校の雰囲気を感じるとか、生徒との交流があると考えれば実現してほしい。学校司書をしている保護者もいるが、終業が15時でお迎えに来ているので、時間的には難しいとは思いますが、今の話のようにいろいろな方が関わればそれも可能かもしれない。

会長： 保育園でみんなで一緒に学校図書館へ行くイメージか。

委員： それだけでなく、自宅にいる親子や小さな子でなくても平日お休みの場合に立ち寄れる場所があるとよい。図書館だけではなく学校の雰囲気も楽しいのではないかと。

委員： 地域住民との交流のために実現できるとよいと思う。しかし、学校図書館は図書館としての場所だけでなく、例えば放課後に委員会活動をしたり、部活の練習場所やミーティングの場所になったりと不規則に使われる。そこを調整する必要

があるが、使う頻度が限られてしまうこともあるのではないかと。また、学校図書館が学校のどの位置にあるかも重要。地域棟のような別棟にあればよいが、本校は4階の隅にあるので、お年寄りには不便かもしれない。さらに日中に開放する場合は、授業をしている教室の前を通ることになり都合が悪いため調整が必要。

館長： ご指摘のとおり。授業や学習活動への影響がないよう管理上出入口を切分けられる施設に限られるため、市内すべての学校で展開するのではなく、施設的に条件の整ったところが地域開放の前提となる。

また、先ほど滝瀬委員からあったように、保育園児が学校訪問をするということもあるのだが、学校側と日程調整等ができれば地域開放をしていなくても可能性がありそうなので、担当部署に情報提供させていただく。

会長： 時間もないので学校に限らず議論を進めることとする。鈴木委員からは「取り組み1」についてももう少し具体的な記述があっているのではないかとという意見と、南條副会長からは、あまり具体化せず推進しやすい形がよいのではないかとという意見があった。これについてはどう考えるか。

副会長： 図書館がなくなることを心配されている方のご意見と感じられたが、図書館がなくなる場合は、またそれなりのことを考えざるを得ない。これは今の状態よりさらに読書活動を広めるために、いろいろなところに図書コーナーをつくらうというもの。できれば北海道恵庭市のようにあちらこちらに沢山できればこしたことはない。本と出会える場所は多ければ多い方がよい。具体的に「どこに作ります」と掲げなくても進めていくべきこと。

会長： 確認だが、前に施設の統廃合の議論をした時「サービスポイント」という言葉を使い、地域館の代替的な施設を整備していくとしていたと思うが、「取り組み1」はそのことを指しているのか。それとも、ほかの取り組みである「予約ができて資料を受取れる」というのが「サービスポイント」なのか。何が「サービスポイント」にあたるのか整理していただきたい。

館長： 図書館のサービスを提供する場所については、「取り組み3」がそれに該当する。「図書館の蔵書の検索や予約本の受け渡しをできるようにする」というのが図書館サービスの場所となるので、ことらが前回議論いただいた「サービスポイント」の場所である。「取り組み1」というのは、10頁をご覧ください。「コミュニティセンターの活用」ということで「第三次多摩市総合計画」では、生涯学習活動の基盤として、コミュニティセンター図書コーナーを位置づけ、市立図書館との連携を進めることを示していた。規模の大小は別にして、コミュニティセンターに書棚が置かれた図書コーナーというのは既にあるが、なかなか活用されていない。図書コーナーがないところでも施設の状況に応じた図書を備えておくことも必要。例えば健康センターであれば健康に関すること、福祉の施設であれば福祉に関する制度や情報である。「取り組み1」はあくまでも本が置いてある場所である。

-
- 会長： サービスポイントの整備では、既存の施設をなくしていくということなので、鈴木委員がおっしゃるように、どこがサービスポイントとして設定されるかは明確に定めておく必要があるのではないか。「取り組み3」では、どこが代替施設として使われるのかが具体的にになっていた方がいいのではないかと。
- 館長： それについては「取り組み3」にも掲げているように、コミュニティセンター、老人福祉館が地域の方々が利用する場所。学校については、子どもたちが学校図書館から市立図書館への予約の申込みと受取りができれば、子どもたちの利便性が高まる。ここに掲げる施設については条件が整い次第進めていきたいと考えている。
- 委員： 趣旨はわかった。サービスポイントについてだが、自分の借りたい本が決まっていればパソコンから予約をして届けてもらえばいいが、本は読みたいが特別これというものが無い人は何冊か見た上で借りたいのではないかと。すると図書館へ行き本を探すことになるが、高齢者や小さなお子さん・赤ちゃんのいるお母さんは時間的にも制約されるし、交通の便が悪いと大きな図書館へなかなか行かれない。そのような人にとってはサービスの低下となるのではないかと。例えば自動車図書館で不便な地域をサポートするなど、図書館を利用できない人にとってのサービスを考えていただきたい。元気な人は遠い図書館へも行かれるし、インターネットが使える人は自分でリクエストをして本を揃えることができるが、そうでない人のことも考えなくてはいけないと思う。
- 館長： 書架に本が並んでいて、そこから本を選ぶことが楽しみな方もいると思うが、図書館はどのような本をどれくらいの数置くのかということも考えなければいけない。多摩市の図書館は現在7館一体での運営となっているため、自分が必要な本が必ずしもその図書館にあるとは限らず、その場合はシステムを使い予約をすることになる。また、自動車図書館は2週間に1度、30分～1時間しかその場所にいられないため、利便性としてはいかがかと。11～12頁にかけて読書に関わる用語の定義を載せているが、「読書活動とは」「本を選ぶ、勧める、読みあう、本を並べる、贈りあうことにより、読書により得た情報や読書体験、読書経験を互いに共有しようとする活動。」と位置付けている。今回の場合、「取り組み1」のようにさまざまな施設で展開されるものであり、それぞれの施設でどのような本を置くかということもそれぞれの活動のうちであると考えている。今までのすべて行政が提供する形ではなく、市民の方々がそれぞれの地域で持ち寄りながらいろいろな活動を高めていくもので、その場所として市内の各施設が活かされればよいと考えている。できれば委員にもサポーターのお一人になっていただき、より多くの方々に読書の楽しみをお伝えいただきたい。
- 会長： 施設がこのまま残ることは難しいかもしれないが、例えば民間施設などで代替的な活動をしてくれるボランティアのグループや、市の施設で積極的に活動に取り組んでくれる方々で実現していくというイメージだと思う。

委員： 最後に事務局長の言われたサポーターの件だが、簡単にそのようにしてしまつてよいのかという心配がある。読書活動サポーターを認定する基準はどうするのか。例えば講座を設けてその講座を受講すれば誰でもその認定書がもらえるのか。市民の中にはいろいろな方がいるので、図書館の活動をサポートしたい方は沢山いると思うが、それだけの技量がその人にあるのかというのは非常に難しいと思う。誰でもいいからやりたい人にやってもらうのか、それとも講座を受けて実践してもらい認定するのかが非常に曖昧。国でも読書活動サポーターと言っているが、そのように資格のない人たちを安上がりを使ってよいのかと心配している。

会長： これについてはどのように考えているのか。

館長： 図書館では子どもの読書活動の推進にあたり「絵本かたりかけ事業」を行っている。これは健康センターで行われている 3～4 ヶ月健診時に保護者に対して、ボランティアが絵本の読み聞かせ方や絵本の紹介をするもの。この方々には市の講座を受講していただき、市で養成した経緯がある。また、子どもたちの読み聞かせに関するボランティアをしたいという方々にも養成講座を開催しており、その受講者が各図書館のおはなし会の活動にも参加されている。そのような実績もあるため、図書館のしくみや読書に関わる配慮しなければいけない基本的なことを講習などで学習し、実践していただくことも人材の育成ではないかと考えている。例えば司書資格や教員免許を取得されている方などで図書館や教育に携わっている方であれば、すぐに取り組みもしやすいのかもしれないが、市内にはさまざまな知識経験をお持ちの方がいらっしゃるので、その方々が読書を通じて新たな活動の場を設けることができれば、人の広がりにつながると考えている。そのためにより多くの方々が関われるような仕組みづくりを今後考えていかなければならない。

副会長： サポーターはこうあるべきという考えは外していただき、子どもたちのため、地域の方のために活動する気持ちがある多くの方に参加していただきたい。そしてその中でスキルアップしていけばよい。例えば様々な能力を持つ会社勤めの方に自由に参加していただき、今まで活動してきた方と意見交換をしながら新しい読書活動を生み出していくことが必要。そうでないと狭い範囲に縛られて、いつまでも過去を引きずった読書活動になる気がする。もっと気持ちを開いて受け入れる形でやっていただきたい。

館長： 説明が不足していたかもしれない。サポーターとして参加される方にご理解いただきたい基本的なこととは、例えば、誰がどのような本を読んでいたのかを知ることがあっても口外しないということなどである。押さえるところは最低限でよいと思っている。多摩市内には専門的な職業で、その専門分野には非常に詳しい方が多くいる。そのような方々の知識経験を多くの人に提供してもらえらる機会にこの活動につながればよいと考えている。

- 会長： 従事する職務の内容によるのではないか。例えば学校図書館の司書のような仕事であれば、ボランティアのように誰でもいいというわけにはいかない。学校司書はある程度の専門的知識を持つ必要がある。そうではなく、ボランティアベースの活動に参加してもらうのであれば幅広くすればよい。従事する職務によりどこまで質を高めるかが変わってくる。
- 館長： すべての人がすべてのことに携わるのではなく、例えばイベント関係をやっていきたい方もいると思うし、学校図書館に関わりたい方もいると思う。このサポーターを立ち上げ、どのように組織していくかについては、まだ具体的なことが決まっているわけではない。ただ一方では、副会長がおっしゃったようにオープンにより多くの方に関わっていただくことは大事なこと。図書館で仕事をしていて感じることは、図書館での活動を通じて、さらに自ら図書館についてよく知りたいと思い司書資格取得に努める方もいる。人それぞれ可能性はあるし、経験を通じてより専門的な知識を身につける機会もあると思うので、広く考えていきたい。
- 委員： 今のサポーターの件だが、ボランティアと考えるとよいのか。
- 館長： 今のところ有償ではなく無償で活動に取り組んでいただける方と考えている。
- 委員： ボランティアとしては求めるものが大きいと感じた。保育のファミリーサポート制度ではサポーター養成講座があり、園長も話に行く機会がある。サポーターの方は救命救急や小児科医などさまざまな分野の講座を受けて、保育士資格のない方が講座を終了してサポーターとなる。有償であればそのようなきちんとした求めるものがあってもよいと思うが、ボランティアだともっと幅広く柔軟に考えてもいいのではないか。
- 会長： ほかの制度のものも参考にしていくとよい。ほかには意見はあるか。
- 委員： 「取り組み 7」に「一日図書館員を開催します」とあるが、これはどのようなものか。中学生が職場体験で図書館の仕事をしているのを見たことがあるが、この対象は一般の方か。「市立図書館の活動をより多くの市民に紹介するため」とあるが、一日図書館員を体験された方が、本の貸返だけでなく裏方の仕事も体験し、それをほかの人に広めるために発表する機会も考えるのか。図書館職員は中学生の職場体験を引き受けるだけでも大変な状況にもかかわらず、さらに一日図書館員までできるのか。多くの市民に図書館の仕事を知ってもらうことは大事なことであると思うが。
- 副会長： かえって一日図書館員をやりたい大人の方がいるのかが心配。
- 会長： 趣旨としては、職員の負担が大変ではないかということか。
- 委員： 職員の負担もそうだが、「一日図書館員を開催します」だけではとても抽象的。どういう目的なのか、体験したことを発表する機会まで設けるのか、それともそれはその人の個人的な体験になるのか。
- 館長： これについては、他の図書館での事例もある。よくあるのは子どもたちの体験

だが、実は大人の方でも覗いてみたいと思っっている方はいるのではないか。普段見ているところとは違う部分を紹介することになるし、実際に一日図書館員ということで仕事をしてもらうというよりも、先ほど委員がおっしゃったように、図書館とはどんなことをしているのかを紹介する広報の一部という意味もある。今までこういうことを積極的に紹介してこなかったのも、具体的にどういう計画でどこまでということは決まっていなかったが、これは図書館の広報活動のひとつとご理解いただきたい。

委員：　　今まで議論してきた「図書コーナーの設置」「学校図書館の地域開放」「(仮称)読書活動サポーターの育成」「一日図書館員の開催」はすべて必要であり、今後具体化していくべきものだと思う。特に「(仮称)読書活動サポーターの育成」ではサポーターになってくれる人をいかに広げていくかが重要。子どもを中心とした活動を得意としている人もいるし、高齢者のとりまとめの上手な人もいる。その際には簡単な研修が必要だが、あまり資格にはこだわらず熱意を持った人にやっていただけるとよいと思う。

会長：　　では、今回は計画の方向性を確認することとどめてよいか。

館長：　　今までの議論を伺っていると、この計画についての細かい部分の説明を求められたと理解している。全体的な方向性については確認していただいたと受け止めさせていただきます。

会長：　　全体的な方向性についてはよいか。今回のいろいろな意見については、ぜひ反映していただきたい。また何か気づいたことがあれば個別に事務局へ連絡するということがよいか。その後、再度この素案を見ることはできるのか。

館長：　　教育委員会、学びあい育ちあい推進審議会でも意見をいただいているため、若干時間を要するが、その修正を反映して改めて協議会で議論していただく予定。

副会長：　「取り組み12」に「市民の読書活動に対する関心を高め、より多くの参加を促すため、市民企画による展示コーナーの新設等」とあるが、図書館自体の企画展示を工夫してほしい。大学生にアンケートを実施したところ十何パーセントしか回答が返ってこなかったという話を聞いた。市民には行政に対して関心を持ってほしい。図書館は、行政の情報を今までのように単に本を置いておくだけでなく、多摩市が取り組んでいることや計画などをわかりやすく展示してほしい。地域の課題は市民で解決するという方向性ととも、市民に行政への関心を持ってもらう企画展示を展開していただきたい。市民に身近な行政の問題を考えてもらう企画展示を図書館が行うことは、「これからの図書館像」にも関わってくるのではないかと。このことも読書活動の中に入れていただきたい。

館長：　　今いただいたご意見は、第2部で考えている今後の図書館のあり方で盛り込むよう努める。

会長：　　これで議題1「多摩市読書活動振興計画(素案)について」の議論を終わる。今後は計画を詳細に詰めていっていただきたい。

次に議題2「多摩市立図書館開館時間及び休館日の変更について」の説明を事務局より願います。

館長： 現在、多摩市立図書館開館時間及び休館日の変更について検討している。多摩市の図書館は現在7館あり、それぞれ開館時間が異なる。「本館」「関戸」「永山」「地域館3館」「東寺方」の5通りに分かれているが、これを「拠点館」「地域館」でできるだけ統一していきたいと考えている。

現在本館は休日を休館としているが、再来年に「山の日」ができるのと休館日が1日増えることが見込まれるため、本館の休日を開館に改めたい。一方、館内整理のための休館日を第1木曜日に加え、第3木曜日も休館日としたい。また、土曜日・日曜日・休日の開館時間については、閉館時刻の午後5時を午後6時に改め、これにより平日の開館時間と合わせることができる。

次に関戸図書館・永山図書館については、平日の閉館時刻を現在の午後7時30分から午後8時に、また土曜日・日曜日・休日の閉館時刻を午後5時から午後6時に延長したい。開館時間については、関戸図書館があるショッピングセンターの営業時間が午前10時から午後8時までのため、これに合わせた。なお、永山図書館の開館時間は午前9時30分からで変更はない。

次に豊ヶ丘・聖ヶ丘・唐木田図書館の3館については、現在は平日午前10時から午後6時まで、土曜日・日曜日は午後5時までであるが、平日・土曜日・日曜日ともに午前9時30分から午後5時までに改めたい。東寺方図書館は現在午前10時から午後5時までであるが、午前9時30分から午後5時までに改めることにより、地域館の開館間時間がすべて揃うことになる。

関戸図書館・永山図書館については駅に近いこともあるため、平日は30分ではあるが開館時間を延長し利用者の利便性の向上に努めるとともに、本館を加えた3館については土曜日・日曜日・休日午後6時までを基本としたい。

なお、開館時間の変更については資料3-5で示したように、議会による事業評価によるものでもある。評価と提案の記載があるが、全館同じサービスではなくメリハリのきいたサービスも必要なのではないかという指摘があったため、その対応であることがひとつ。もうひとつは、地域館を利用する方から開館時間を早めてほしいという要望が寄せられているので、その対応でもある。

実施方法については、先ほどの計画の「取り組み9」にもあるが、平成27年度、平成28年度は「試行」「検証」となっており、平成29年度の本格実施にあたっては、2年間の試行でどのような影響があったかなどの検証を行った上で移行していきたいと考えている。

会長： 利用実態はどのようになっているのか。閉館時間が早くなる図書館の利用実態を知りたい。

館長： 最新のデータでなく申し訳ないが、例えば平成24年度の豊ヶ丘図書館の貸出者数の午後4時台と午後5時台を比較すると、月曜日の4時台の貸出者数が25

人、5時台の貸出者数が21人。水曜日の4時台が29人、5時台22人。金曜日の4時台が31人、5時台21人となっており、5時台は4時台より若干利用が少なくなる。

会長： あまり多く利用されていないので少し安心した。実施に際しては利用者への十分な周知が重要になる。現在、いろいろな施設では開館日・開館時間を延ばす方向であり、指定管理にしても窓口委託にしても民営化すれば時間延長ができるというロジックがよく出てくる。そうならないためには、職員には開館日・開館時間を延ばすようにできるだけ努力していただきたいと思う。

館長： 豊ヶ丘・聖ヶ丘・唐木田図書館はそれぞれ週1時間の開館時間短縮となる。一方東寺方図書館では3時間増加する。利用されている方にとっては日頃使っている図書館の開館時間が短くなると受取られることもあるが、総体で見ると地域館では相殺、拠点館では純増である。利用者へは早めに告知していきたいと思っている。

会長： ほかに意見質問はあるか。なければ本日の議題については以上。

 ほかに何かあるか。なければ本日の予定は終了。これで平成26年度多摩市図書館協議会第3回定例会を終了する。